第４次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（概要）

資料１－３

～　ＤＶを許さない社会の実現を目指して　～

Ⅰ 計画の基本的事項

計画策定の趣旨

- 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。いわゆる「ＤＶ」）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で解決しなければならない重要な課題である。
- 現行の第3次ＤＶ防止計画が平成30年度で終了となるため、これまでの取組成果や課題等を整理し「ＤＶを許さない社会の実現」を目指し、第4次ＤＶ防止計画を策定する。

計画の位置づけ

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第２条の３第１項に基づく計画（ＤＶ防止法）

計画の期間

2019年度（H31年度）～2023年度〈５年間〉

計画の基本的な考え方

- 平成17年度からＤＶ防止計画（第１次～第３次）を策定し、ＤＶ防止に向けた周知啓発や２ヶ所の配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関が連携し、相談・支援の充実等に努めてきたことにより、徐々にＤＶ防止に関する理解や相談機関等の周知が図られてきてはいるものの、今後も継続して取り組んでいくことが必要である。
- 平成25年以降、DV防止法の改正や国の基本方針の変更はないことから、第4次計画においては基本的に第３次計画を踏襲しつつ、一部組替を行い４つの基本目標と18の重点目標を設定し、第４次男女共同参画計画との整合性を確保するとともに、さらなる施策の充実を図っていく。

Ⅱ ＤＶの現状・課題

現状	課題	第4次計画のポイント（強化項目）
●ＤＶを受けていながらも「どこ（だれ）にも相談していない」人が約半数 ●精神的暴力や性的暴力もＤＶであるという認識が希薄 ●男女間の暴力の防止に必要だと思うこと（県民ニーズ）・・・「身近な相談窓口の増加」、「家庭や学校における教育」	●ＤＶに関する正しい認識についての周知・啓発 ●相談窓口に関する情報の周知・啓発（被害の潜在化防止） ●学校における教育の充実（若年層へのＤＶ予防対策の強化）	**若年層への教育及び周知・啓発の推進** ＜重点目標３＞
●複数の問題を抱える被害者の存在や相談内容の複雑化 ●外国人・障害者・高齢者など被害者の多様化	●あらゆる被害者（外国人・障害者・高齢者など）への相談機関の周知・啓発 ●複雑・多様化する相談に対応する適切な相談体制の充実	**相談員等の資質向上** ＜重点目標９＞
●一時保護する被害者の半数以上は子どもを同伴 ●夫婦間の暴力の現場を３割近くの子どもが目撃	●子どもに対する学習支援や心身のケア ●児童相談所や医療機関、学校など関係機関・団体との連携	**関係機関のネットワークの充実** ＜重点目標14＞

Ⅲ 計画の内容

基本目標	重点目標	主な取組
Ⅰ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進	1 DVを許さない社会の実現に向けた周知・啓発の推進	⇒啓発パンフレット作成、県民向け講演会の実施、「女性に対する暴力をなくす運動」期間における周知啓発の強化
	2 DV被害発見への取組の充実	⇒早期発見に向けた体制づくり（医療機関への周知、教育機関との 連携、地域における見守り）、通報への適切な対応
	3 若年層への教育及び周知・啓発の推進	⇒教職員向け研修会、若年層のDV予防のための出前講座実施 、パンフレット作成、学校におけるDV防止教育実施
Ⅱ　被害者に配慮した相談・保護体制の充実	4 安心して相談できる環境の整備	⇒相談窓口の周知、配暴センターの機能強化（相談体制充実、男性相談への対応、災害時の体制整備）、警察による相談対応
	5 外国人、障害者、高齢者等への配慮	⇒外国語パンフレットによる周知、地域包括センター等関係機関との連携
	6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	⇒警察と連携した緊急時の安全確保、安心して入居できる環境整備、被害者や同伴する子どもの医学的・心理的支援
	7 保護命令に対する適切な支援と対応	⇒保護命令制度の情報提供、手続き援助、警察による対応等
	8 被害者への配慮	⇒二次的被害防止、個人情報保護の徹底
	9 相談員等の資質向上	⇒外部研修、専門研修の受講促進、内部研修の充実
Ⅲ　自立に向けた環境整備の促進	10 被害者への総合的な支援	⇒福祉制度等を活用した支援や自立に向けた各種制度の情報提供 ・ 支援
	11 就業支援の充実	⇒就業に向けた情報提供・助言、就業支援機関の活用
	12 住宅確保に係る支援の充実	⇒県営住宅の優先入居、民間賃貸住宅の情報提供、市町村営住宅優先入居について市町村への働きかけ
	13 子どもに対する適切な支援	⇒学校等と連携し、子どもに対する精神的ケアや学習環境整備
Ⅳ　関係機関の支援ネットワークの充実	14 関係機関のネットワークの充実	⇒関係機関連絡協議会（行政機関、民間団体等で構成）等をはじめとする関係機関ネットワーク会議の開催
	15 市町村における支援体制の強化	⇒市町村DV防止計画策定への支援や相談しやすい窓口整備について働きかけ
	16 民間団体等との連携と協働	⇒研修会等を通じた民間団体等との連携の促進
	17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	⇒被害者からの苦情に対する適切かつ迅速な処理
	18 調査研究の推進	⇒被害者保護に関する事例調査・分析、加害者更正に向けた調査研究

※ 重点目標及び主な取組の紫色文字は、計画のポイント（強化項目）

「女性に対する暴力根絶のシンボルマーク」

「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日～11月25日）

女性に対する暴力根絶のシンボル～パープルリボン～

数値目標

若年層のＤＶ予防のための出前講座等開催回数	相談員等の専門研修受講（延）回数	関係機関ネットワーク会議の開催回数	ＤＶ防止計画策定市町村数
3回（2017）⇒ 15回（2023）	25回（2017）⇒ 30回（2023）	3回（2017）⇒ 8回（2023）	20市町村（2017）⇒ 全市町村（2023）

ＤＶを許さない社会の実現